

令和 7 年第 1 回

# 枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録

令和 7 年 2 月 1 8 日（火） 開会・閉会

枚方京田辺環境施設組合議会

令和7年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	1
議員の出席状況報告	3
開会宣告	3
開議宣告	3
管理者挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第1号 枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例等の一部改正について	4
議案第2号 令和6年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第3号）	5
議案第3号 令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算	6
一般質問	9
漆原周義議員の一般質問	9
1 地元貢献について	
長友克由議員の一般質問	12
1 インフレスライドについて	
青木綱次郎議員の一般質問	14
1 枚方東部清掃工場の費用負担に関して	
閉会宣告	17
○付議事件議決結果一覧表	19

令和7年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録

日 時：令和7年2月18日（火） 午後2時

場 所：枚方市東部清掃工場3階 見学者説明室

○出席議員 12名

1番	漆原周義	2番	広瀬ひとみ
3番	野村生代	4番	長友克由
5番	岡市栄次郎	6番	志甫直哉
7番	田中優子	8番	青木綱次郎
9番	上田毅	10番	菊川和滋
11番	田原延行	12番	向川弘

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	上 村 崇
副 管 理 者	伏 見 隆
会 計 管 理 者	河 村 光 哲
事 務 局 長	日 下 英 明
事 務 局 次 長	大 谷 優 子
参 事	菊 岡 喜 正
参 事	吉 岡 正 泰
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 長	高 橋 利 之
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 ご み 広 域 処 理 推 進 課 長	岡 本 仁
枚 方 市 環 境 部 長	兼 瀬 和 海
枚 方 市 環 境 部 循 環 型 社 会 推 進 課 長	内 山 正 昭

○職務のため出席した者

書 記 長	日 下 英 明 (兼務)
書 記	大 谷 優 子 (兼務)
書 記	森 澤 卓 矢
書 記	柳 里 百 合 江
書 記	東 祐 介

○議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 諸般の報告

- 日程第3 議案第1号 枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第2号 令和6年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第3号 令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算
- 日程第6 一般質問

○野村生代議長 開会前に申し上げます。

今議会でのマスク着用につきましては、個人の判断に委ねることを基本といたします。

また、会議時間がおおむね1時間を超える場合は、換気のために休憩時間を設けますので、御了承ください。

開会・開議 午後2時00分

○野村生代議長 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達していますので、これから令和7年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を開会します。ただいまから本日の会議を開きます。

開会に当たり、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けいたします。上村管理者。

○上村崇管理者 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年の第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多用の中、また御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、主な事業の進捗状況でございますけれども、まず、環境影響評価でございますが、引続きオオタカの調査を含め、事後調査に取り組んでおるところでございます。

施設建設工事につきましては、建物躯体工事、内外装工事、設備工事、機器据付工事及び煙突工事を予定どおり行っておるところでございます。

今後につきましては、令和7年度末の稼働に向け、工程管理の下、安全第一に工事を進めてまいりたく考えております。議員の皆様方におかれましては、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会におきましては、条例の改正に関する1議案、令和6年度補正予算並びに令和7年度当初予算の予算に関する2議案について提案をさせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単でございますけれども、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○野村生代議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、漆原周義議員、上田毅議員を指名します。

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○野村生代議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決しました。

日程第2、諸般の報告を行います。

前定例会閉会后、本定例会までの諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでござ

ございます。

日程第3、議案第1号、枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 議案第1号、枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、国家公務員等における旅費制度の見直しに伴い、本組合についても経済・社会情勢の変化に対応するとともに、旅費の算定等に係る規定の簡素化、支給対象の見直し、経費の適正な支出を図るための措置を講ずるため、提案するものでございます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

主な改正内容といたしましては、対照表の右の列、「現行」の第6条から12ページ第13条までに規定する鉄道賃、船賃、航空賃については、路程による算定から、対照表の左の列、改正案第6条から第10条の規定のとおり、実費支給に改め、現行第14条、「車賃」については、改正案第11条のとおり、「その他交通費」と呼称を改め、距離に応じた算定額から要した運賃、賃料の支給に改めるものでございます。

また、13ページ中ほどの「宿泊料」については、現行第15条、職員の区分に応じた定額支給から改正案第12条のとおり、都道府県ごとに規則で定める宿泊基準額を上限とする実費支給に改め、さらに、経費の、より適正な支出を図るため、宿泊と交通費を一体の経費として支出することができる「包括宿泊費」を改正案第13条に新たに設け、現行の第16条に規定する食卓料については廃止するものでございます。

6ページにお戻りください。

附則といたしまして、施行期日につきましては、令和7年4月1日といたく考えております。また、枚方京田辺環境施設組合の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例についても、関連する事項がございますので、附則第3項、第4項のとおり、併せて改正をいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○野村生代議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○野村生代議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第1号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○野村生代議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号、令和6年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 議案第2号、令和6年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

別冊、令和6年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算書(第3号)の1ページをお開きください。

歳入歳出の予算の補正でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,325万8,000円を減額し、74億4,441万2,000円と定めております。

歳入歳出補正予算の主な内容につきましては、5ページ以降の補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。

それでは、10、11ページをお開きください。歳入でございます。

第1款分担金及び負担金につきましては、各市負担金を4,767万1,000円減額するものでございます。内訳としましては、枚方市負担金が2,717万2,000円、京田辺市負担金が2,049万9,000円の減でございます。

第2款国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金を1万4,000円減額するものでございます。

第4款繰越金につきましては、令和5年度決算剰余金の確定により、前年度繰越金12万7,000円を計上するものでございます。

第5款組合債につきましては、可燃ごみ広域処理施設整備事業について、2,430万円を増額するものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。歳出でございます。

第1款議会費につきましては、18万9,000円を減額しております。内容としましては、議事録作成に要する経費などの不用額でございます。

第2款総務費につきましては、646万7,000円を減額しております。内容としましては、派遣職員給与費等負担金の減額等でございます。

第3款衛生費につきましては、23万2,000円を減額しております。内容としましては、旅費の減額でございます。

第4款公債費につきましては、1,637万円を減額しております。内容といたしましては、長期債に係る利子の減額でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○野村生代議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はございますか。

(「なし」と言う者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○野村生代議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第2号を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○野村生代議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号、令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算を議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 議案第3号、令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算について、御説明申し上げます。

別冊、令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算は、第1条におきまして、80億5,312万8,000円と定めております。

次に、第2条におきまして、債務負担行為を、第3条におきまして、地方債を設定しております。

債務負担行為につきましては、4ページの「第2表 債務負担行為」を御覧ください。

地方公会計対応事業については、財政の効率化・適正化を図るため、予算・決算制度を補完するものとして、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等の財務書類の作成を委託するに当たり、令和7年度から令和11年度の期間で債務負担行為を設定するものでございます。令和8年度以降の支払い限度額は、299万2,000円でございます。

地方債につきましては、5ページの「第3表 地方債」を御覧ください。

地方債につきましては、可燃ごみ広域処理施設整備事業を目的といたしまして、50億5,360万円の限度額を設定しております。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして、7ページ以降の予算に関する説明書により



御説明申し上げます。

12、13ページをお開きください。歳入でございます。

第1款分担金及び負担金につきましては、各市負担金といたしまして、12億6,757万3,000円を計上しております。内訳といたしましては、枚方市負担金が7億6,348万6,000円、京田辺市負担金が5億408万7,000円でございます。

第2款国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金といたしまして、17億3,195万3,000円を計上しております。

第5款組合債につきましては、可燃ごみ広域処理施設整備事業といたしまして、50億5,360万円を計上しております。

続きまして、14、15ページをお開きください。歳出でございます。

第1款議会費につきましては、54万円を計上しております。

第2款総務費につきましては、1億1,513万7,000円を計上しております。主な内容につきましては、17ページの説明欄の5番、各種負担金といたしまして、派遣職員給与費等負担金など1億682万5,000円でございます。

次に、17ページの下段でございます、第3款衛生費につきましては、74億8,592万円を計上しております。主な内容につきましては、17ページの説明欄の1番、各種委託料といたしまして、19ページにかけてでございますが、環境影響評価事後調査業務委託、可燃ごみ広域処理施設整備施工監理業務委託、可燃ごみ広域処理施設の試運転の際に生じる焼却灰等の広域廃棄物埋立処分場への搬出、処分及び分析・測定委託に要する調査等委託料1億2,408万9,000円。説明欄の2番、工事請負費といたしまして、可燃ごみ広域処理施設建設工事費73億6,104万7,000円でございます。

第4款公債費につきましては、4億5,053万1,000円を計上しております。主な内容につきましては、説明欄の長期債償還金及び長期債利子でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○野村生代議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はございますか。

(「なし」と言う者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

青木綱次郎議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市の青木綱次郎でございます。

ただいま議題となっております、議案第3号、令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算に対して反対討論を行います。

新焼却場の建設自体は必要なものと考えますが、当組合では、施設の建設だけでなく、その完成後20年間の運営を一括して同一事業者グループに民間委託をするDBO方式を採用

しております。日々発生するごみの処理は、住民生活にも深く関わるものであり、この点から、民間委託ではなく、行政が直接責任を持って管理運営をすべきであります。また、住民とともにごみ減量の取組を進めるに当たっても、ごみ処理施設を行政が直接運営することは重要な意味を持つものと考えます。

よって、D B O方式そのものを見直すべきとの立場から本予算案には反対をします。

以上です。

○野村生代議長 ほかに討論はございませんか。

向川弘議員。

○向川弘議員 京田辺市の向川弘でございます。

議案第3号、令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計予算に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

当組合は、組合設立以来、可燃ごみ広域処理施設整備のため、環境影響評価や施設整備・運営事業者選定などを行い、今年度に引き続き、環境影響調査の事後調査及び施設建設工事が進められることとなります。令和7年度の事業の内容といたしましては、要求水準書及び事業者からの提案書を基に協議を重ねた工事内容が確実に施工されるよう、事業者への技術的な監理を行うとともに、環境影響評価書に記載された環境影響等の調査を行うものとされております。

今回提案がありました令和7年度予算案では、可燃ごみ広域処理施設建設工事の完了に向けて、必要となる部分払い相当額が計上されております。また、令和4年度から7年度に借り入れる組合債の償還金及び利子も計上されておりますが、これらはいずれも本事業を円滑に進める上で妥当かつ必要なものであると考えております。

可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業は、設計施工、その後の運営管理を含めると長期にわたる事業であります。構成市にとっては大きな財政負担となります。そこで、施設建設時においては、国からの交付金の確保や起債の活用、運営管理時においては、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーによる発電を行い、その電気を売却し、収入を確保するなど、財政負担の軽減に努めていただきたいと思います。

最後になりますが、環境に配慮した安全・安心なごみ処理施設の整備・運営に努めていただくことをお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○野村生代議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○野村生代議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第3号を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○野村生代議長 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、一般質問を行います。

なお、質問者の質問時間は、答弁時間も含め15分までとする時間制限の申合せがありますので、念のためお知らせいたします。

ただいまから質問を許可します。

漆原周義議員の質問を許可します。

漆原議員。

○漆原周義議員 枚方市議会の漆原でございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

地元に対する貢献、いわゆる地域貢献について数点質問いたします。

以前、事業者から配布された事業者提案書の概要版では、代表企業は、建設期間中に商工会議所に入会し、さらなる経済効果の創出に向け協業と書かれていますが、どのようなことをされてきたのか。また、入会期間中はということでもありますので、用が済めば退会してしまうというような、限定的なものなのかをお伺いいたします。

○野村生代議長 理事者から答弁を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 漆原議員の一般質問にお答えいたします。

地元企業への発注創出に向け、昨年度については、枚方市商工会議所及び京田辺市の商工会に入会されており、構成市に本社、本店を置く地元企業に対して、建設工事に係る説明会と参加企業の募集を実施しています。今年度は運営に係る説明会と参加企業の募集を実施するのことも事業者を確認しています。事業者としましては、入会については、これらの説明会を開催することを目的としていることから、お見込みのとおり、退会されるものと考えております。

以上です。

○野村生代議長 漆原議員。

○漆原周義議員 これ、局長、この概要版もう一回よく見てくださいね。総額40億円以上、地元企業に発注。その中に、関心を表明済みの構成市内経済業界団体と連携し、地元企業向け説明会を開催と。この別に、さらなる創業に向けて協業すると書いてあるんですよ。だから、それやったら、書いてるこれ全く意味ないでしょう。説明会するって書いてあるんですから。それとは別に書いてあるんですから、ちょっと事業者と1回これどういう意味か確認しといてください。

次に、運転業務の雇用者の延べ人数についてお伺いします。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 プラントの運転業務は22人で行います。運営期間は20年間ですので、延べ人数としましては、440人が従事することとなります。

○野村生代議長 漆原議員。

○漆原周義議員 それでは、地元雇用の職種別人数についてお伺いいたします。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

地元雇用の職種別人数は、ボイラータービン主任技術者・電気主任技術者・プラットホーム監視員・運転責任者・ごみクレーン操作員・保全班長・運転班長、事務員が各1人、保全員・運転員は各2人としています。運転班長及び運転員については、4班のローテーションとなります。

以上です。

○野村生代議長 漆原議員。

○漆原周義議員 それでは、運営期間のモニタリングの実施時期についてお伺いいたします。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えします。

令和7年度末からの本格稼働とともに、モニタリングを開始し、運営契約期間終了までとなります。

○野村生代議長 漆原議員。

○漆原周義議員 年度ごとの目標数値に達しない場合は、どのようなペナルティーを科せられるのかお伺いいたします。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

やむを得ない場合の事由によるもの以外で達成できなかった際には、発注時の入札説明書に基づき減額措置をします。万が一そのような事態が生じた場合には、速やかな是正を求めることとしています。

○野村生代議長 漆原議員。

○漆原周義議員 昨年、私、地元雇用額について情報開示を求めました。しかし、非開示であったために今回改めてお伺いいたしますが、12億円は事業提案の額で間違いはないのでしょうか。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えします。

地元雇用額の総額は、提案書概要版に記載の12億円以上でございます。

○野村生代議長 漆原議員。

○漆原周義議員 この12億円っていうのは雇用者に支払われる額なのか、それとも、派遣会社に支払われる額なのでしょうか。派遣会社に支払われる額ならば、雇用者に支払われる額は12億円を下回ると思われますが、いかがでしょうか。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

12億円は、地元雇用の人材に支払われるもののみとなっております。

○野村生代議長 漆原議員。

○漆原周義議員 地元雇用の形態について、これはお伺いいたしますが、SPCで直接雇用するのではなく、人材派遣企業からの派遣社員という扱いになるのでしょうか。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

地元本店の人材派遣企業からの派遣社員です。

○野村生代議長 漆原議員。

○漆原周義議員 それでは、12億円以上の雇用額をどのようにして確認されるのかお伺いいたします。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

今後、モニタリングの方法を検討していきますが、雇用額の確認については、人材派遣会社から運営会社に対し、1年間の支払額を明記した書類の提出がされることとなるため、組合としても、それらの書類の提出を運営事業者に求めていくことなどを、今、検討しております。

以上です。

○野村生代議長 漆原議員。

○漆原周義議員 それでは、地元雇用の平均年収は幾らぐらいになるのでしょうか。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

運営期間の地元雇用の総額、先ほど12億円とありまして、地元雇用の延べ人数は392人であることから、割り込みますと、平均としましては300万強ということになります。

○野村生代議長 漆原議員。

○漆原周義議員 専門性を有する職種という割には少し安いんじゃないかというふうなイメージ受けます。運転業務の大体の平均年収ってというのは、私もよく分かりませんが、いろいろネットなんかで調べてみますと、350万から380万、平均でね。それに比べると、50万から80万安いと、そういう印象があります。

それでは、勤続年収などにより昇給すべきであるというふうに逆に考えておりますけれども、給与は平準化されたものなのではないでしょうか。給与水準についてお伺いいたします。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

昇給については、事業者としては、勤続年数や技能等に応じ、考慮したい考えを持っているということであります。

以上です。

○野村生代議長 漆原議員。

○漆原周義議員 先ほど平均300万強と、これはいろんな職種を合わせて300万強になっているのか、それとも1人の方が、勤続年数がずっと、ずっと10年やったら10年勤める、その給与が300万なのか、そこもちょっと分かりにくいところなんですけれどもね。

300万であるとするならば、1年目は300万より下回る。5年目になって、ばっと上がる、10年目はもっと上がるということになれば、1年目ってというのは、一体どのぐらい支払われるのかということも気になって情報開示請求を求めたんですけれども、非開示でした。

ですから、そういう段階で、1年目から300万固定化されて、ずっと300万なのか、

それとも徐々に徐々に上がっていくのか、その辺のこともちょっと分かりづらいんです、その辺のことをしっかりモニタリングしていただきたいんですけども、そうなりますと、ひょっとしたら12億円が15億円になるかもしれない、20億円になるかも分からない。それは期待しております。ぜひ300万を下回ることはないように、事業者のほうに言うてください。よろしくお願いします。それが地元貢献です。

それでは、最後の点についてお伺いいたします。

地元在住の定義についてであります。要求水準書には地元在住とは両構成市内在住と明記されております。しかしながら、いつからとか、何年以上とか一切明記されておられません。これで言いますと、極端なケースで言えば、派遣会社と契約するその前日に、住民票を移動させたら、それでも地元在住者ということになってしまいます。なぜ日数的なものを明記されていなかったのでしょうか、お伺いいたします。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

議員お示しのとおり、発注時の実施方針では、地元の定義は、構成市内を指すとしており、当組合としましては、特に日数的なものは条件としておりません。

○野村生代議長 漆原議員。

○漆原周義議員 定義は定義なんですね。でも要求水準っていうのは、これ以上のものやっってくださいよという内容のものであると思います。したがって、やっぱりその数字的なものは入れるべきであったと。これは要求水準書を作成された段階で、組合側のちょっとしたミスではないかなというふうには思います。

先ほども言いましたように、それでは、契約前日にね、住民票移動しましたと。そういう方ばかり392人でも地元雇用で地元にご貢献したと、このようになってしまいますよ。その辺のことはちゃんとしっかりチェックしてもらわないとね。住民票さえ移動させたら、もう地元扱いにできるんやみたいな、そんな安易な考えをさせないように、しっかりとモニタリングしていただくことを要望して質問を終わります。

○野村生代議長 これにて漆原周義議員の質問を終結します。

次に、長友克由議員の質問を許可します。

長友議員。

○長友克由議員 枚方市議会の長友克由です。インフレスライドについて、通告に従って質問させていただきます。

昨今の物価・資材高騰を受け、令和5年度、令和6年度とインフレスライドによる増額が可決承認されました。再確認にはなりますが、インフレスライドはどのような工事が対象で、どのように算出しているのでしょうか。また、2回の増額分について、その合計額及び資材と労務費の割合はどのくらいでしょうか。お尋ねします。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 長友議員の一般質問にお答えいたします。

インフレスライドの対象については、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等となります。変更額については基準日からの残工事を抽出

し、1回目の変更では契約時から、2回目の変更では、1回目の変更契約時からの残工事に対して単価変動が生じたものについて積算根拠に基づき算出しています。

2回のインフレスライドの合計額は15億3,923万円で、資材が約70%、労務費が約30%です。

以上です。

○野村生代議長 長友議員。

○長友克由議員 再質問させていただきます。

私は昨年、可燃ごみ処理施設の工事に携わっている地元の協力業者から、労務単価が合わず赤字が続いて困っているという御相談を受けました。可燃ごみ処理施設は、令和5年度、令和6年度で、資材高騰、人件費高騰に対応するため、インフレスライドによる増額をしているので、事業者さんに相談してみたらどうだと助言をしました。協力業者は、最初はためらっていましたが、勇気を出して事業者さんに相談したそうです。しかし、事業者は、インフレスライドなんか関係ないと。あなたの会社を使ってるのは値段が安いからだ。もう一社の協力業者と同じ価格で出してきたとしても今後使わないからなというふうに言われたそうです。

事業者と協力業者のやり取りなんで、その点については、これ以上深くは言わないんですけれども、これでは、インフレスライド増額部分が適正に使われているのか、疑問を持ってしまう。事業者からの請求によりインフレスライドに伴う事務手続が進められましたけれども、増額部分が適正に行き渡るために組合としてどのような取組をしているのでしょうか。その増額部分が適正に履行されているかどうか、組合ではどのようにチェックを行うのでしょうか。お尋ねします。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

インフレスライドの協議を進めるに当たっては、本事業建設工事契約書の第25条第6項のインフレスライド条項の趣旨について事業者と共有しています。インフレスライド後の確認につきましては、現在まだ工事途上であるため、今後検討してまいります。

以上です。

○野村生代議長 長友議員。

○長友克由議員 最後、意見・要望なんですけれども、本工事では、京田辺市、枚方市の地元業者も参入されていますが、インフレスライドで増額の変更がされたにもかかわらず、その対応を受けていない、知らなかったという業者も、ほかにも私聞きましたのでおられます。このような制度を活用するに当たっては、元請だけではなく、協力業者にも制度内容が周知されるよう仕組みといいますか、そういうことを組合としても努めていただきたいと思えますし、そして、事業者と協力業者の間で交わされた注文書で増額されたかどうか、そういうことを確認するのはもちろんなんですけれども、事業者がインフレスライドで増額した分の資材や労務費をどこにどう使ったかっていうことを、やっぱりそれを顕在化できるような、具体的に目に見えるようにしてもらいたいような体制をつくってほしいなと思っておりますし、また、今後もまだ工事も続きますし、物価高騰も続いているんですけれども、収まる状況ではないので、再度インフレスライドの請求が生じるかもしれませんが、適正に履行されていることを

組合としても確認するよう強く要望いたします。

以上で私の質疑を終わります。

○野村生代議長 これにて長友克由議員の質問を終結します。

次に、青木綱次郎議員の質問を許可します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市の青木綱次郎でございます。

私のほうからは、東部清掃工場の費用負担に関して質問をさせていただきます。2026年度、新焼却場が完成をして以降の話になりますが、26年度からは、その新焼却場だけでなく、当組合が現在は枚方市さんのほうで運営をされている枚方市東部清掃工場の管理運営も担うと、こういうふうになっております。それに関わる経費は全て枚方市が負担をすると、これは組合発足前の枚方京田辺両市の基本協定に向けた協議の中でもされておりますし、基本協定の中でもそういうことが書かれてはおりますが、そのことをきちんと担保するためにもその仕組みとして、特別会計方式を導入して、現在の東部清掃工場に関わる費用を、その分については、特別会計として、より費用負担の在り方が分かりやすいように、明確にしていくべきではないかというふうに考えております。ちょっとこの点での組合当局の考えをお聞きいたします。

○野村生代議長 理事者から答弁を求めます。

日下事務局長。

○日下英明事務局長 青木議員の一般質問にお答えいたします。

枚方市の東部清掃工場焼却施設の管理運営に係る経費については、平成28年4月11日に枚方市と京田辺市の間で締結されました基本協定書に基づき、枚方市が経費の全額を負担することとなっております。

このことを予算上どのように明示するかについては、両構成市との協議を踏まえて対応していきたいと考えております。

以上です。

○野村生代議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 参考までにお聞きをいたしますが、今後、枚方市の東部清掃工場の可燃ごみの焼却部分ですね。その部分の管理運営を今後組合が担っていくに当たって、現在のその費用について、実際に今どのくらいかかっているのかと、この点についてお聞きをいたします。

○野村生代議長 日下事務局長。

○日下英明事務局長 再質問にお答えいたします。

公表されております令和5年度枚方市の決算概要説明資料によれば、東部資源循環センターの全体の経費は、投資的経費を除き、およそ13億6,000万円となっておりますが、ここから枚方市東部清掃工場の焼却部分を算出するための資料は、組合は持ち合わせておりません。また、枚方市東部清掃工場の焼却部分に係る人件費についても同様でございます。

以上です。

○野村生代議長 青木議員。



○青木綱次郎議員 今お答えもいただきましたが、東部資源循環センター、いわゆるこの敷地と言いますか、この敷地の中にあるもの施設が東部循環センターということで、ここは可燃ごみの焼却だけでなく、破碎ごみ処理も行っているということです。そのうちあくまでも当組合が26年度以降受け持つのは、可燃ごみの焼却施設とその費用ということになります。その点での区別も今後どうしていくのかも大きな課題にはなるとは思うんですよ。その上で、私なぜ今のうちからこのことを言ってるかということについて、改めて、2点ほど指摘をしておきたいと思うんです、その理由について。

1点目は、可燃ごみ処理の費用効率といいますか、要は、同じ量の一定の量の可燃ごみを処理する費用、今後26年度以降、組合は新焼却場と東部清掃工場の2つの可燃ごみの焼却施設を持つことになるんですよ。その費用を合算して、枚方市、京田辺市、それぞれで排出している可燃ごみの総量、枚方市分と京田辺市分の割合で割っていくと、こういうやり方というのが1つあるかとは思いますが。ただ、そのやり方がきちんと成り立つのは、この2つの焼却場で、さっき言ったように費用効率ですね。一定の同じ量のごみを処理するのにかかる費用が同じだと。例えば、10トンの可燃ごみを焼却処理するのに、新焼却場も東部清掃工場も同じ費用でやっているんだと。そういうことであれば、私はそれでもいいのかなとは思いますが、ただ、あまりそういうことは現実的には考えられないわけです。

さらに言えば、新焼却場はいわば最新の施設ですよ。東部清掃工場はもう完成をされて10年以上ですかね、ちょっとたってるんですかね。ある意味では、ごく一般的に言えば、調べたわけじゃないですが、新しいほうがさっき言った費用効率なんかはいいんじゃないかと。逆に東部清掃工場が、同じ可燃ごみを処理するのにもかかる費用が大きいと、こういうことになったときに、さっき言ったように、全部を合算して、東部清掃工場の費用と新焼却場の費用も足すと、それを枚方と京田辺全体の可燃ごみの排出量比で割ってしまった場合、これは恐らく金額的に言えば、京田辺市の負担が実際よりも多くなるんじゃないかと。そりゃ京田辺市のごみはあくまでも新焼却場でしか燃やさないからですね。東部清掃工場のごみは全て枚方市であると、この割合って言うのは今後も変わらないわけですから。そういうことがあるので、全体を合算してやるというようなことじゃなしに、特別会計として、明確に区別をすべきじゃないかということ、こういう費用効率という面から考えての理由が1点と。

もう一点は、さっき言いました東部清掃工場の費用と言ったときに、どれだけ明確に区別できるのか、いささか疑問な点があるわけです。言いましたように、ここは東部資源循環センターと、こういうふうに言ったときに、破碎ごみの処理費用と、可燃ごみの処理費用がどこまで厳密に区別できるのかと、こういう点もあります。

またちょっと聞いた範囲では、東部清掃工場もここも民間委託であります。現在、組合が取っている新焼却場の委託方式はDBO方式ですね。こちら、ある意味では、今後20年間運営費用ほとんどもう契約として決まってるわけですよ。原則として、よっぽど大きなことがあれば、また協議することにはなっていますが、今のところは、20年間で、大体75億円でしたか。そういう契約もして、事業者と結んでると。

ところが東部清掃工場の民間委託は、いわゆる昔ながらの民間委託でございます。聞いたところでは、費用についても東部清掃工場の費用も全体で13億円ということをおっしゃ

たが、この中には、業者への委託費用とは別に、東部清掃工場で使っている消耗品ですね。いわゆる、ごみ焼却になんかに使う薬品代であるとか、そういうものは全て枚方市さんが直接購入をして業者に渡すと、そういう委託契約方法を取っておられるわけです。

その場合の費用分担の在り方なんかをどういうふうにしていくのかと、この辺が非常に難しい問題があるんじゃないかと思うんですよね。そういう複雑さの面もあるからこそ、この際、東部清掃工場に係る費用というものは、特別会計ということで、きちんと割り切って、もうそれはあくまでも特別会計の歳出の部分は、全て東部清掃工場に関する費用と、その分の特別会計の歳入は全て枚方市の負担金で賄うと。その上で、一般会計のほうで、新焼却場の費用、こちらのほうは、新焼却場で処分をしている可燃ごみの排出量、基本、枚方市と京田辺市の排出量の比に基づいて、負担をしていけばいいのではないかなと思うわけです。

そういうこともあるので、ぜひそういう特別会計方式にあって、誰が見ても明確に。確かに東部清掃工場の費用は全て枚方市さんが持っているんだと、こういうことが分かるようにすべきではないかと。今後この問題、まだそれぞれ規約改正自身もこれからの話でございますが、今、大きな方針としては、組合としても26年度からは東部清掃工場の焼却ごみの処理部分についても持っていくという方針出されておりますから、この点しっかり考えていただいて、この1年間、会計方式においても、さっき言ったように、特別会計方式を取っていくべきではないかということをごま真剣に検討していただきたいと。このことは重ねて要望はしておきたいと思えます。

以上でございます。

○野村生代議長 これにて青木綱次郎議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終結します。

以上をもって、本定例会の日程は全て終わりました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けいたします。

上村管理者。

○上村崇管理者 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日、御提案申し上げました3議案につきましては、慎重なる御審議を賜りまして、原案どおり可決をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

いただきました御意見等につきましては、精査の上、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

また、暦の上では、立春も迎えておりますが、寒さがまたぶり返しております。なかなか冷え込む日が続くということでございますので、議員の皆様方におかれましても、お体には十分お気遣いをいただきまして、ますます御活躍いただきますように、心から祈念申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○野村生代議長 それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、議員及び理事者の皆様の御協力によりまして、全ての日程を終えることができました。心から感謝を申し上げます。

理事者の皆様におかれましては、議員から出されました貴重な御意見、そして御提案を十分に考慮されながら、今後の組合事務を執行していただきますように、よろしく願いをいたします。

結びに当たりまして、先ほど管理者からもありましたけれども、春という、立春を迎えましても、いまだ寒い日が、また厳しい日も続くようでございますので、皆様におかれましては、くれぐれも御自愛くださいますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましての挨拶といたします。

どうもお疲れさまでした。

これで、令和7年第1回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午後2時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 野 村 生 代

署名議員 漆 原 周 義

署名議員 上 田 毅

## 付議事件議決結果一覧

事件番号	事件名	議決年月日	議決結果
—	会期の決定	令和7年2月18日	決定
議案第1号	枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する 条例等の一部改正について	令和7年2月18日	原案可決
議案第2号	令和6年度枚方京田辺環境施設組合一般会計 補正予算（第3号）	令和7年2月18日	原案可決
議案第3号	令和7年度枚方京田辺環境施設組合一般会計 予算	令和7年2月18日	原案可決
—	一般質問	—	許可